奈良市民だより
No. 420

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと、美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。

市民のうごき

7月1日現在(前月比増)

人口 287,073人(　669)
男 139,356(　369)
女 147,717(　300)

世帯数 91,138(　234)

〔右〕仲麻呂記念碑除幕式で仲麻呂の肖像画を掲げる鍵田市長と陳元方西安市革命委員会主任

〔右ダエン〕除幕した仲麻呂記念碑(西安市の興慶公園)

〔左〕鄧穎超女史に奈良市の特別名誉市民の称号記を贈る鍵田市長(北京人民大会堂で)

訪中友好代表団　使命果たす

友好に数々の成果を土産に帰国

友好都市中国西安市の招きを受けて、六月二十七日から十三日間にわたって西安市はじめ中国各地を訪問していた鍵田市長を団長とする奈良市訪中友好代表団の一行二十五人は、七月九日(鍵田団長は十日)全員元気に帰国しました。

一行は、西安市における友好提携五周年記念式典、阿倍仲麻呂記念碑除幕式および西安の奈良友好人民公社命名式などに参列、また北京では鄧穎超女史(故周恩来首相未亡人)に対し奈良市特別名誉市民章を鍵田市長から贈呈しました。

奈良・西安両市の友好事業として西安・奈良友好人民公社など農業技術代表団の受け入れ、奈良が熱望していた碑林拓本の貸与、また中国のハリ・キュウ医療技術団の奈良市派遣などが今回の代表団訪中により決定しました。

鄧女史に奈良市から特別名誉市民章

鍵田市長が贈呈

西安市での日程を終えた代表団は七月三日北京市を訪問。人民大会堂で故周恩来首相夫人の鄧穎超女史(中国全国人民代表大会常務委員会副委員長)に、鍵田市長から奈良市特別名誉市民章を贈呈しました。

鍵田市長は「さきに奈良においでになりました時、約束いたしましたとおり、あなたに奈良市の名誉市民になっていただきます」と、金色さん然と輝く市民章を、中国女性の鑑といわれる鄧穎超女史の胸にかけ、称号記を贈ると、この日式場に招かれた両国の人たちは感激の拍手を力強く送りました。にっこり笑みをたたえた鄧女史は「中国人で日本の名誉市民になったのは私が最初です」とよろこび、さらに「これからは奈良市民になった気持ちで、中日両国の友好増進に努め、さらには奈良市の発展に貢献したい」と決意のほどを述べました。

鄧女史が去る四月十七日に、中国全国人民代表大会訪日代表団長として奈良市を訪問したとき、同女史から鍵田市長に「わたしを奈良市民にしてください」と話があり、鍵田市長は「それは光栄です。ぜひとも奈良市特別名誉市民になってください」と合意したことが三か月ぶりに実現したものです。

中国でも外国の名誉市民になることは革命以来鄧女史がはじめてのことであり、この様子は中国全土にテレビ放送されるとともに、人民日報でも大きく報道され、中国全人民に大きな喜びの波をひろげました。

仲麻呂記念碑除幕

日中友好の先覚しのぶ

中国西安市での大きな行事である阿倍仲麻呂記念碑の除幕式は、七月一日西安市の興慶公園で、新設の碑の前で行なわれました。式には陳元方西安市革命委員会主任はじめ鍵田市長を団長とする奈良市の友好代表団員、それに約二千人の西安市民が出席しました。

まず鍵田市長と陳主任がテープカットしたあと、記念碑の除幕が行なわれました。鍵田市長と陳主任が除幕のひもを引くと、高さ六・一㍍、大理石の美しい碑が姿を現わし、碑の正面には金文字で「阿倍仲麻呂紀念碑」と刻まれ、側面には仲麻呂が故郷の奈良をしのんで詠んだ望郷詩(漢文)と唐の詩人李白が仲麻呂を慕ってうたった詩がそれぞれ彫られています。

陳主任は「西安・奈良友好都市提携五周年にあたり、かつて仲麻呂が足跡を残されたこの興慶湖のほとりで、鍵田奈良市長を団長とする奈良市友好代表団の友人のみなさんと一緒に阿倍仲麻呂記念碑除幕式を取り行なうことができましたことは、西安市民として衷心よりの喜びでございます」とあいさつ。これにこたえて鍵田市長は「奈良・西安両市にそれぞれ建立された阿倍仲麻呂記念碑は、日中友好千三百年にわたるその精神を伝え、日中両国の友好関係をいっそう強固なものとする歴史に残る記念碑であると信じます」とあいさつし、ともに日中友好の先覚者阿倍仲麻呂をしのび、今後の両国と両市の友情をさらに発展させ、これを子々孫々に伝えていくことを誓い合いました。

このあと陳主任は感慨をこめて、阿倍仲麻呂を記念する詩を披露、鍵田市長もこれにこたえるようにこの日の感懐を次の詩に託し、西安市民に披露し、重ねて大きな拍手を浴びました。

【陳主任の詩】
(紀念阿倍仲麻呂)
伏濤萬里来
留唐五十冬
上才集長安
穆楽伝平城
中日情誼深
山水一帯通
臨風懐東友
阿倍為先鋒

【鍵田市長の詩】
千歳晁碑建西安
友誼桜梅結碑辺
明月還来請李白
日中友好湖畔宴

このように外国人の碑が、中国内に建てられるのは革命後始めてのことといわれ、千二百年の昔、日中友好につくした仲麻呂がいかに偉大な存在であったかがしのばれるとともに、今回の建立そのものが日中友好の大きな記念碑であるということに参会者は大きな感銘をうけたといいます。

本号8ページ

差別をなくす月間にちなんで四ページの特集を号外として添付しました。

おことわり　本号は編集の都合で発行が遅れました。関係方面にご迷惑をおかけすることをおわびいたします。

発行＝奈良市役所広報公聴課(奈良市北新町61の1)　電話(34)1111番　〒630　毎月1日・15日発行　全戸配布　　印刷＝共同精版印刷株式会社

奈良の友好代表団 西安で熱烈歓迎

歓迎大会に市民二千人

ハリ・キュウの医師招く

碑林拓本三百点も借り受け

西安奈良友好人民公社の標札を掲げる鍵田市長と陳主任

仲麻呂記念碑除幕式には西安市民2000人が参列した

友好都市中国西安市の招きで六月二十七日から十三日間にわたって西安市などを訪問していた奈良市訪中友好代表団は第一面所載のように阿倍仲麻呂記念碑除幕式や鄧穎超女史への奈良市特別名誉市民章贈呈式のほかつぎの行事に出席し、いずれも多数の西安市民の熱烈な歓迎を受け、友情の輪を広げました。

まず一行を歓迎する歓迎人民大会は、両市友好都市提携五周年の記念式をかねて六月二十九日午前八時（現地時間）から西安市革命委員会講堂で開かれました。

会場には二千人の西安市民が参加し、代表団一行を熱烈に歓迎。陳主任は二百五十万西安市民を代表して「鍵田市長を団長とする奈良市友好代表団は、奈良市民の深い友情を満載して西安市を訪問され熱烈に歓迎します。両国両市の友好団結が、西安の終南山と奈良の三笠山のようにいつまでも続くことを願っています」と歓迎のあいさつを述べ、続いて鍵田市長は「日中平和友好条約締結によって、日中はまさに新時代に入ったわけです。奈良・西安両市と両市民は今後一層友好団結し、互いに励まし合い、学び合い手を携えて日中両国の友好団結の将来への発展のために努力したい」とあいさつし、大きな拍手のうちに両市友好提携五周年を喜びあい、今後さらに友好団結していくことを誓いあいました。

また翌三十日には、西安奈良友好人民公社結成大会が行なわれました。

ここでも数千人の西安市民がカネ、太鼓、ドラをたたき「歓迎奈良」と書いた旗をうち振り拍手と歓呼で一行を歓迎。

公社は唐時代の大明宮の遺跡の中にあり、もとの名称は大明宮人民公社であったのを、今回西安奈良友好人民公社と改めたもので、鍵田市長と陳主任が西安奈良友好人民公社と書かれた大きな看板を同公社入口の門柱に掲げ、命名しました。

こんどの友好代表団の訪中で、奈良・西安両市の間に友好親善をさらに深めるための事業として、つぎのような有意義な事項が決定、大きな成果として市民へのうれしいおみやげとなりました。

その一つは中国のハリ・キュウを導入して小児マヒなどいわゆる難病治療に効果をあげているが、これをさらに充実させ、新たに目や耳の不自由な人たちを対象にした治療について両市で話し合った結果、これらの人たちにも効果があることを確認しました。

このため今年十月末に西安市からハリ・キュウ技術者五～六人が奈良市を訪れ、二～三週間滞在のうえ、治療と技術指導に当たることになりました。

その二は、奈良を書道のメッカにするための待望の碑林拓本展がいよいよ奈良に実現することになりました。

西安市に保存する数多くの碑林のうち、百種類約三百点の拓本を三年間にわたり、奈良市が借り受けることになったもので、これは今年十一月ごろ奈良に着く予定で、さきに全国を巡回展示したあと、奈良市が建設予定している文化センターか市内の施設で期限いっぱい常設展示する予定です。

第三は両市の農業振興を目指し、今年十月に西安奈良友好人民公社の人たちを中心とする農業技術代表団（十一人程度）が奈良市を訪れ、二～三週間滞在して技術交流を行なうことになりました。

出すときには これだけの注意を

＝省資源時代・皆さんのご協力を＝

市ではゴミを安全に効率よく処理するために、昭和五十二年十月から「ゴミの分別収集」制を実施、市民皆さんのご理解とご協力でかなり順調に進むようになりました。

ゴミを仕分けして出してもらうことは、ゴミの収集と処理の上で絶対に必要なことで、これを間違ったり、なおざりにするとゴミの処理に大へんな支障を来たしたり、清掃工場の設備をいためたりします。また、ゴミを焼却処理するには補助燃料として多量の重油を使わねばなりませんが、最近の石油事情の悪化で重油の節約が要請されています。従って皆さんから出されるゴミも十分に水分を切ってもらわねばなりません。これらのことを踏まえて、皆さんから普通ゴミ、有害ゴミ、大型ゴミを仕分けして出していただく時の注意点を一括して列挙してみましょう

【燃やせるゴミ】

①台所ゴミ

。水分のあるゴミは直接にポリ袋に詰め込まないで、必ずいったんザルに受けるなどして水滴が落ちなくなるまで十分に水切りしてください。

。果物の皮などは、一晩おいて十分に水分を切ってポリ袋に入れてください。とくにスイカの皮は水分がほとんどですので、包丁で切れ目を何すじもつけて、一晩以上たってからポリ袋に入れてください。

。牛乳の紙パックなどは中に牛乳を残さぬよう完全にカラにして出してください。

②木や竹など長いもの

三十㌢ぐらいに切ってたばねて出してください。

【燃やせないゴミ】

。ビンやカンなどは中身をきれいに出して必ずカラにしてください。

。スプレーなどの空カンはセンを抜くか、クギなどで穴をあけて出してください。

。カン・ビン・セトモノなどは袋かダンボール箱に入れて出してください。

【大型ゴミ】

。机・イス・タンスなどの木製家具類はできるだけこわして、ひもでしっかりしばって出してください。

。プロパンガス、ガスボンベ、大型タイヤなどは出さないでください。

【有害ゴミ】

蛍光管、乾電池、体温計など有害物質を含むゴミは、市から配布している赤い袋に入れて出してください。

【資源ゴミ】

資源として再利用できる紙類、ダンボール、布類、金属類、酒ビン、ビールビンなどの資源ゴミは、自治会、婦人会、子ども会、老人会などでまとめて廃品回収業者に売却し、資源として再利用すると共に廃棄物の減量にご協力ください。

この場合、廃品回収業者のあっせんを希望される方は市清掃課（☎㉑三〇〇一）へ連絡してください。

＊　＊　＊

＜危険ゴミは絶対出さないように！＞

一昨年の八月、一般ゴミにまじっていた自動車の点火促進剤が清掃工場の処理工程で爆発し、工場の破砕施設の窓ガラスを割ったうえ可燃物専用のベルトコンベアーが焼けるという事故が発生しました。また最近にも大型ゴミの中に同じく点火促進剤が混入して出されていましたが、これは収集作業中大事にならず発見されました。このようなことは、ひとつ間違えば大きな事故につながるもので万一の場合には清掃工場の処理機能を失ない市民のみなさんに大きな迷惑がかかることになります。こうした事故を防ぐために引火性のある自動車の点火促進剤とか油類、塗料などの危険物はゴミとして出さないようにしてください。

大型ゴミ収集についておわび　収集体系の変更に伴ない、大型ゴミ収集が市内の一部地域で大幅におくれ、市民の皆さまに大変ご迷惑をおかけしていることを深くお詫びします。

市清掃部では、現在このおくれを取り戻すべく努力をしているところですが、ようやく七・八月の二ヵ月でいままでのおくれを取り戻し、その後は計画通り収集作業を進める見通しと態勢をととのえることができました。

おくれている地区の市民の皆さまには申し訳ございませんが、事情をご理解いただき、いましばらくご辛抱いただきますようお願いいたします。

なおゴミ収集についてのお問い合わせ等は市清掃事務所（☎㉑三〇一一）へお願いします。

奈良市清掃事務所

低年齢化する非行

親子の対話が大切

七月は〝青少年を非行からまもる月間〟です。

次代を担う青少年の健全育成をはかることは、大人のすべての願いであり、義務でもあります。しかし非行は残念ながら増えるばかりで、昨年一年間に奈良警察署管内で四千百二十七人もの少年が補導され、これは前年に比べ二四・三%の増となっています。

最近の非行の特徴は、遊び型がふえ、低年齢化が目立っているということで、中学生や高校生の万引き、自転車泥棒など窃盗が大半を占めています。またシンナー遊びも多く、これで全国では七十六人が若い命をなくしています。

今年は国際児童年でもあり、この意義ある年に、奈良市から非行少年を出さないよう願い、奈良警察署・奈良防犯協議会をはじめ県・市・学校など関係機関が一体となって

①非行防止意識の高揚

②生徒非行の防止

③少年を取り巻く有害環境の浄化

など総力をあげて非行防止活動を展開しています。

非行は病気と同じで必ず徴候があり、また原因や動機は身近な家庭にあると言われています。そこで非行防止をはかるため、家庭ではつぎのことがらを心掛けましょう。

子どもを放任しない。▽親子の対話を忘れない。▽子どもに善悪のけじめをつけさせる。▽二つ叱ったら三つほめる。▽ポルノ雑誌などを家庭に持ち込まない。

また悩みや不満を持つヤングや親からの相談を〝ヤング一一〇番〟（☎㉒〇一一〇）または奈良警察署少年係が待っています。利用して下さい。

子どもの安穏祈って 水辺に危険旗立てる

水辺を慕う子どもたちを水難から守ろうと、市少年補導センターでは奈良警察署、奈良防犯協議会の協力で、川や池の危険な場所へ水難防止の赤い旗八百三十本を小学校区に配布しました。

旗はビニール製で赤地に「あぶない!!」の文字と、子どもが池でおぼれている絵をあしらい、一目で危険地帯とわかるもの。

飛鳥小学校区では七月五日、育友会の補導推進委員会のお母さんたち約四十人が出て、通学路や子どもたちの遊び場となる同校区内の荒池やサギ池のまわり、能登川沿いなどに計十五本、この夏も一人の犠牲者も出さないよう願いをこめて一本一本立てました。＝写真はサギ池畔に赤い旗を立てる補導推進委員のお母さんたち

うっかり火事防止 夏火災防止運動

きびしい暑さの訪れで、いよいよ夏も本番をむかえました。このシーズンにはだれでもしらずしらず注意心がにぶってきます。夏の〝ウッカリ火災〟も、このような心のスキを突いて起きるものです。

市消防本部では、この時期に多いふろの空だき、蚊取り線香、子どもの花火遊びなどによる火災を防ぐために、七月十六日～八月十五日まで「夏火災防止運動」を展開し、つぎのことに注意するように呼びかけています。

—蚊取り線香—
- 燃えやすいものの近くには置かない。
- 陶器など燃えない安全な容器を使用する

—ふろ—
- 火をつける前に必ず浴槽の水を確かめる。
- たき口付近は常に整理せいとんしておく。

—殺虫剤—
- 引火性があるので、火の近くでは散布しない。
- 空容器はくぎなどで穴をあけてから捨てる。
- バルサンなど発煙性の殺虫剤を使用するときは、火災とまちがわれないよう事前に中消防署（☎㉒七〇五一）か西消防署（☎㊺七六二一）へ連絡し、近所の人へも知らせておく。

—花火遊び—
- 花火遊びは水を用意して、必ず大人といっしょに。
- 花火に書いてある遊び方を守る。
- 花火を人や家に向けたり、燃えやすいものの近くでしない。
- 風の強い時は花火遊びをしない。
- たくさんの花火に一度に火をつけない。
- 花火をほぐして遊ばない。
- 筒もの花火は途中で火が消えてものぞかない。
- 花火をポケットにいれて持ち歩かない。

うれしい水しぶき 平城近隣公園プール開き

平城ニュータウン内にある市営平城第三号近隣公園プールは七月十日にオープン、連日子どもたちはじめ近隣住民らが元気いっぱい水しぶきをあげています。七月二十日までは午後だけ、同二十一日からは終日開場します。

初日の十日は曇りで、時々小雨もパラつくあいにくの天気でしたが、授業を終えて待ちかねていた子どもたちが、歓声をあげてつぎつぎとプールに飛び込んでいました。

このプールは噴水のある変形と二十五㍍（七コース）の競技用の二つがあります。なおプールには駐車場の設備はなく、自家用車での来場はご遠慮願っております。

オープンした平城近隣公園プールで水しぶきあげる子どもたち

登美ケ丘住宅地に市営住宅 起工式挙げる

奈良市西郊の登美ケ丘住宅地の北部丘陵地に建設される北登美ケ丘第一種公営住宅（仮称）の起工式が六月二十六日、西田市助役、坂本市議会副議長らが出席して現地で行なわれました。

計画によると、同住宅は一万二千八百七十平方㍍の敷地に、鉄筋コンクリート造り五階建てが四棟。入居戸数は百二十戸。一戸は六八・八六平方㍍で六畳の和室二間、六畳の洋室、ダイニングキッチン、物置、（浴室可）、便所、洗面所、バルコニーとなっています。このほか六十平方㍍の集会所や自転車置場などもついており、来年三月に完成し、四月には入居者の募集が行なわれる予定です。

この住宅の建設で市内の市営住宅は千五百八十七戸になります。＝写真は新市営住宅の完成予想図

7月31日は
固定資産税・都市計画税（第二期分）
国民健康保険料（第二期分）
下水道事業受益者負担金（第一期分）
の納期限です

新着図書 市立図書館

（カッコ内は著者）

中国人の思考様式（中野美代子）▽青春の鎖（夏堀正元）▽会話のおしゃれ（酒井美意子）▽文芸サロン（菊盛英夫）▽美と悪の伝統（笠原伸夫）▽草兵日記（小糸満）▽誤判と再審（大塚一男）▽ユーロコミュニズムの実験（芝池瑞和）▽幻景の明治（前田愛）▽核と平和（庄野直美）▽河童の世界（石川純一郎）▽青春失恋記（太田治子）▽流星（永井路子）▽人間のゆくえ（渡辺格）▽テレビ見世物小屋（児玉隆也）▽寿町保健婦日記（渡辺幸子）▽世捨て奇譚（馬場あき子）▽学問の地図（山田慶児）▽旅のABC（種村直樹）▽能百番（増田正造）▽日本のことばとこころ（山下秀雄）▽子どもを見直す（斎藤次郎）▽文化と宗教（川田熊太郎）▽パリ日本館だより（小林善彦）▽花ごよみ花時計（瀧本敦）▽北壁に舞う（長谷川恒男）▽私の年々歳々（丹羽文雄）▽仏像風土記（久野健）▽地域メディア時代（田村紀雄）▽ここに古代王朝ありき（古田武彦）▽旅のロマネスク（松永伍一）▽中国妖姫伝（駒田信二）▽可能性の日本（崎山哲夫）▽古都旅情（瀬戸内寂聴）▽私の文章作法（岡田喜秋）▽江戸の事件簿（加太こうじ）▽異邦人の立場から（遠藤周作）▽ことばの習俗（外山滋比古）▽史記を語る（宮崎市定）▽海の火祭（川端康成）

親と子の写生大会 来月5日

親と子が絵を通して心のふれあいを図り、文化財に対する意識を高めてもらおうと、市教育委員会では市美育振興会の後援で「奈良市親と子の写生大会（第十二回）」をつぎのように開きます。幼稚園児・小学生とその両親（または親に代わる成人）が参加できます。当日会場受付けで画用紙をおわたしします。

とき＝八月五日（日）午前九時～午後二時（雨のときは六日）▽会場＝東大寺境内（受付けは県公会堂西側）▽持ちもの＝画板、絵の具、クレパスなどの用具、弁当など。

なお、当日受付けに提出された作品は審査のうえ優れた作品は南都銀行本店の市観光ウインドーに展示します。提出作品の返却希望者には八月末日までに市教育委員会社会教育課（北新町、☎㉞一一一一）で返却します。

下水処理区域に四四戸

市の下水道工事が進み、新たにつぎの各町の一部あわせて四十四戸が六月二十五日から浄化槽のいらない水洗便所が使えるようになりました。これまでの分をあわせて二万一千八百二十一戸が下水道の便益を受けることになります。

般若寺町▽平松町▽油阪東町▽三条今井町▽奥子守町

新自治会長

（順不同 敬称略）

【町内自治会長】南紀寺三丁目第二＝森田容啓▽法蓮佐保町＝井阪光宏▽奈良山町＝宮本文夫▽三条桧町第二＝山田真治▽あやめ池北一丁目第一＝向川源逸

市民相談

市政相談

本庁相談室＝平日午前9時～午後4時。土曜日は正午まで。

西部公民館＝毎週火曜日午後1時～4時。（電話㊻3978番）

法律相談

本庁相談室＝毎週月曜日午後1時～3時は弁護士の直接相談。平日は午前9時～午後4時に「相談カード」を渡します。

8月中の担当弁護士（敬称略）

6日 本間 末吉　13日 坂口 公男
20日 田川 和幸　27日 村嶋 修三

行政相談

本庁相談室＝毎週水曜日午前9時～午後4時。

8月中の担当相談員（敬称略）

1日 桜井 利雄　8日 石橋 執
15日 岩野 政一　22日 近東 弘七
29日 羽渕 幹夫

人権相談

本庁相談室＝毎週金曜日午前9時～午後4時。

8月中の担当相談員（敬称略）

3日 東雲 茂男・松田 一雄・小川クニ子　10日 植松 宗平・荒木 武男・細田 宏
17日 米浪勝之助・赤堀 綾子・高石武一郎　24日 狭川 明俊・石原 フジ
31日 法務局職員

年金相談

西部公民館＝毎月第3月曜日午前10時～午後3時。

国民年金課＝毎月第1月曜日午前10時～午後3時厚生・国民各年金の相談。

心配ごと相談

本庁相談室＝毎週金曜日以外の平日午前9時～午後4時。土曜日は正午まで。

消費生活相談

本庁相談室・西部公民館＝毎週火・木曜日午前10時～午後4時。

家庭児童・母子相談

本庁相談室＝毎週金曜日午前9時～午後4時。

福祉第二課＝平日午前9時～午後5時。土曜日は正午まで。

戦没者遺族相談

福祉第一課＝毎月第1金曜日午前9時～午後4時。遺族年金などあらゆる相談。

電話サービスセンター

電話㉞1211㈹
- 問い合わせ・相談・要望・苦情
- 戸籍謄抄本・付票の写し、住民票の写しの交付予約など。

電話でどうぞ。

親子がキャンプをたのしむ

来月4・5日　教育キャンプ場で30組

親と子がともにキャンプの基礎知識を勉強したり、キャンプファイアー、オリエンテーリングを実際にやってみる「親と子のキャンプ」が、市教育委員会と市野外活動協会の共催で市立教育キャンプ場でつぎのように開かれます。

参加できるのは市内在住の小学校三年生～六年生とその親で、希望者は往復はがきに親子の氏名、年齢と住所と電話番号を書いて七月二十八日までに市教育委員会体育課（北新町六一―一、☎㉞一一一一）へ申し込んでください。応募者多数のときは抽選。

とき＝八月四日～五日▽定員＝三十組▽持参品＝米一人三合、食器、洗面具、水筒、毛布、防寒具、雨具など▽費用＝一人千円（当日徴収）

肢体不自由児の夏期療育キャンプ

来月6・7日びわ湖畔で

市では奈良YMCAのリーダーの協力を得て、肢体不自由児夏期療育キャンプを八月六日～七日に滋賀県志賀町のびわ湖畔で開きます。このキャンプは夏の水辺の共同生活を通じて精神的・身体的療育と社会生活訓練をめざすもので今年で十回目。

有朋手帳を持っている六歳以上十八歳未満の肢体不自由児で、参加希望者は七月三十一日までに市福祉第二課（☎㉞一一一一）へ申し込んでください。定員は三十人。

集合＝八月六日（月）午前八時半、市役所一階市民ホール▽携行品＝水着、バスタオル、着替え、長ズボン、長袖シャツ、洗面具など▽その他＝重度の子どもについては保護者の付き添いをお願いします。（くわしいことは同課へ問いあわせてください）

ちびっこキャンプ

申し込み24日まで

市子連（市子ども会育成連絡協議会）では「ちびっこキャンプ」をつぎのように開きます。参加できるのは小学校三年生以上の子どもで、参加希望者は往復はがきに住所、氏名、学年、男女別、電話番号を書いて七月二十四日（必着）までに市子連事務局（北新町六一―一、市教育委員会社会教育課内、☎㉞一一一一）へ。

とき＝七月二十八日～二十九日▽ところ＝市立教育キャンプ場▽定員＝百人▽費用＝千五百円。

市民体育大会水泳競技

8月19日県営プール

第三十三回市民体育大会水泳競技の部がつぎのように開かれます。参加できるのは中学生以上の市内在住・在勤・在学者で、団体は市水泳連盟の認めたもの。一人二種目以内で団体はリレー以外一種目三人以内。

とき＝八月十九日（日）午前九時半から▽ところ＝県営プール（尼辻町）▽申し込み＝市体育課か市内の中・高校にある用紙で八月四日までに市体育課へ。なお八月二十六日に開かれる第三十回県民体育大会水泳競技の部に出場を希望する人はその旨明記してください。

種目／部別	自由形	平泳	背泳	バタフライ	個人メドレー	リレー	メドレーリレー
中学男子	100㍍ 400	100㍍ 200	100㍍ 200	100㍍ 200	200㍍	400㍍	400㍍
中学女子	100 200	100 200	100 200	100 200	200	200	200
高校男子	100 400	100 200	100 200	100 200	200	400	400
高校女子	100 200	100 200	100 200	100 200	200	200	200
一般女子	50	50	50	50	—	200	200
一般男子　一般	100	100	100	100	200	200	200
一般男子　30歳以上	100	100	50	50	—	—	—
一般男子　40歳以上	50	50	50	50	—	—	—

農業者年金加入の好機

大正8年7月3日～昭和15年1月1日生れ

農業者年金基金法の改正により、農業者年金に加入していない農業後継者のために、昭和五十四年十二月三十一日までに申し込めば加入できるという特別加入制度ができました。

加入できるのは大正八年七月三日から昭和十五年一月一日までに生まれた人でつぎの要件を満たす人です。別表の基準日に、親が自分名義の農地等を五十㌃以上耕作し、加入しようとする人が基準日までに三年以上農業に従事。

生まれ月による区分	基準日
大正8年7月3日～大正9年1月1日	昭和49年7月1日
大正9年1月2日～昭和11年1月1日	昭和50年1月1日
昭和11年1月2日～昭和12年1月1日	昭和51年1月1日
昭和12年1月2日～昭和13年1月1日	昭和52年1月1日
昭和13年1月2日～昭和14年1月1日	昭和53年1月1日
昭和14年1月2日～昭和15年1月1日	昭和54年1月1日

。加入申出日に六十歳未満であり、親から農業後継者として指定されていること。（親が死亡しているときは、基準日の親名義の農地等を二分の一以上譲り受けていること。）

くわしいことは市農業委員会（☎㉞一一一一）へ。

国民年金　年金額引上げ

国民年金法が改正され、拠出年金は3・4％の物価スライドにより7月分から、また福祉年金は8月分からいずれも別表のように引き上げられます。

拠出年金		現行	54年7月から
老齢年金	25年年金	455,100円	470,700円
	10年年金	287,100	296,900
	5年年金	210,100	217,300
障害年金	1級	577,600	597,500
	2級	462,100	478,000
母子年金	子1人の場合	462,100	478,000
遺児年金	子1人の場合	462,100	478,000

（ただし、5年年金は8月分から241,300円に引上げられます。）

福祉年金		現行	54年8月から
老齢福祉年金	70歳以上	198,000円	240,000円
障害福祉年金	1級	297,600	360,000
	2級	198,000	240,000
母子福祉年金	子1人の場合	258,000	312,000
所得制限 54.8から	本人所得	扶養0人 900,000	扶養0人 955,000
	配偶者・扶養義務者所得	5人世帯 6,621,000	5人世帯 6,621,000
併給制限	一般	370,000	410,000
	戦争公務	大尉まで	大尉まで

国民年金の保険料免除

該当者は申請を

国民年金の保険料は、滞納のまま納期限から二年過ぎると時効になり納めることができなくなります。

昭和五十四年度分については、保険料を納められないときは、国民年金の保険料を免除する制度が設けられています。その一つに申請して免除を受ける「申請免除」があります（任意加入の方は除かれます）。申請免除を受ける条件はつぎのとおりです。

①所得がないとき
②被保険者やその世帯員が生活保護法の医療扶助などをうけているとき
③保険料を納めることが大変困難であるとき

以上どれかにあてはまるときは昭和五十四年七月末日までに国民年金課（北新町六一―一、☎㉞一一一一）か、各出張所・連絡所の窓口へ国民年金手帳、印鑑を持って保険料の免除を申請してください。

身障者がプールで楽しむ

29日平城近隣公園プールで

心身障害者（児）が太陽の下で友情を深め、体力維持をはかる「心身障害者（児）のプールで楽しむ集い」がつぎのように開かれます。参加できるのは市内の心身障害者（児）とその家族で、送迎用バスが用意されますので家族そろって参加してください。

とき＝七月二十九日（日）午前十時～正午▽ところ＝市営平城第三号近隣公園プール▽内容＝黒ん坊大会、金魚すくい、スイカ割りなど▽送迎バス＝9時（みどり号）、9時20分（奈良交通臨時便）、9時40分（みどり号）（いずれも近鉄奈良駅行基噴水前発車、高天町・法蓮仲町に停車）。

中央公民館

（市内東寺林町三八　電話㉙六五二七番）

小・中学生の心理教室　子どもの性格とか情緒は親が意識しないうちに色んな影響を受けている。親の立場からこのことを考える機会をつくるために開きます。

とき＝八月九日・八月三十日・九月六日の午前十時～正午。参加できるのは市内在住の小学高学年・中学生の子をもつ親五十人。

参加希望者は往復はがきに住所、氏名、年齢、電話番号を書いて七月二十九日（消印有効）までに中央公民館へ。（子ども連れの参加はできません）。

富雄公民館

（市内鳥見町二丁目、電話㉙五三八六番）

夏休み子ども絵画教室　Aグループ＝八月一日～八月二十九日の毎週水曜日午後一時半～三時半、五回で終了。参加できるのは鳥見・富雄北・富雄南・富雄第三各小学校の四～六年生三十人▽Bグループ＝七月二十九日～八月二十六日の毎週日曜日午前十時～正午、五回で終了。参加できるのは鳥見・富雄北・富雄南・富雄第三各小学校の一～三年生三十人。

夏休み子ども映画会　八月七日（火）午前十時～正午。参加できるのは鳥見・富雄北・富雄南・富雄第三各小学生六十人。

※申し込みは往復はがきに教室名、住所、氏名、年齢、電話番号を書いて七月二十五日（必着）までに富雄公民館へ。

市立図書館

（市内東寺林町三八、電話㉙六一〇一番）

夏休み特別貸し出し　七月十八日から八月三十日まで貸し出し冊数を一人七冊までに増やします。貸し出し期間はこれまで通り二週間です。

電話増設　新設を加えて電話番号は㉖六一〇一と㉙六一二四です。

奈良保健所

（市内西木辻八軒町、電話㉙六一七一番）

育児教室　参加できるのは二ヵ月以上三歳未満の乳幼児を持つ母親で、時間はいずれも午後一時～三時半です。受講希望者は電話で住所・氏名・子どもの月齢（年齢）を明らかにして申し込んでください。

8月1日　「育児の疑問に答えて」「むし歯の予防」
8月8日　「乳幼児の精神発達」
8月22日　「乳幼児の栄養」
8月29日　「乳幼児の病気」

3歳児健診

三歳児は身体や精神の発達のうえで大切な前期です。この時期の発育状態を知るための健康診査をつぎのように行ないます。場所は奈良保健所（八軒町）。対象は昭和五十年十月二日～同五十一年四月一日生まれの幼児。

問診のほか検尿、歯科検診、歯科保健指導、内科診察、身長・体重・胸囲の測定、育児指導などがあります。受けつけは午前九時～十一時と午後一時～三時の二回です。母子手帳をお忘れなく。（他校区は順次掲載）

▽8月2日　あやめ池・西大寺北両校区
▽8月9日　辰市・明治両校区

善意ありがとう　善意銀行

三月十三日　都跡局消印の愛の匿名定期便五千円。▽中町の和田栄子さんから二千九百十円。▽法蓮呉竹町の岡川清次さんから一万五千円。▽法蓮呉竹町の岡川佳織さんから四千七百三十六円。

同十五日　椿井町の村上一夫さんから愛の定期便三千円。▽古市町の久保正利さんから手作りのつえ六十本。

市中央体育館

良スポーツ開放日

◎**卓球**＝七月二十九日（日）午前九時～正午は高校生以下、午後一時～四時は一般、大学生、ファミリー。

◎**バドミントン**＝八月五日（日）午前九時～正午は高校生以下、午後一時～四時は一般、大学生、ファミリー。

【注意】クラブ活動による参加は認めません。運動ぐつは必ず持参。場内が混雑したときは時間制限します。

号外

奈良市民だより

差別をなくす月間 特集

差別をなくして明るい奈良市

人権擁護モデル都市に指定され、推進協議会を設けて人権尊重の高揚に努める

7月は差別をなくす月間

同和問題の解決を

奈良市長
鍵田忠三郎

市民皆さま方には平素奈良市の同和問題解決のため、ご努力、ご協力をいただいていることに心からお礼申し上げる次第です。

私は、本年度の市政の基本方針を「開拓精神をもって正しい人の道を盛んにする新平城京のまちづくり」とし、それに加えて「ほほえみがあり、ほほえみを与えるまちづくり」の施策の推進を期しておるわけでありますが、人の道を盛んにするということは、人のために尽くす奉仕の心と人権を尊ぶということであり、これを市政の柱とさせていただいているのであります。

部落差別は人の道に反することであり、差別のない社会をつくることは政治の基本の方針に属することでもあると存じています。

奈良市といたしましても、今日まで同和問題の完全解決を図るため、鋭意人権意識の高揚を図るとともに、同和対策事業を推進し、環境の面からもこれの解決のため努力を傾注してきておるのでありますが、未だ十分その成果をあげえたとは言えないことは、誠に遺憾であります。

今後は、さらに同和問題のもつ歴史的・社会的な背景のもと、基本的人権の尊重をしっかりとふまえ「ほほえみと、ほほえみを与える」差別のない社会の実現が達成されるよう推進するとともに、生活環境の整備、改善あるいは教育の振興等、同和問題に対する市民の正しい理解と認識を高めることに、相携えて積極的に推進してまいりたい所存であります。

同和対策事業特別措置法施行以来、これが対策事業のより適正かつ効果的な推進に努力してまいりましたが、残念ながら期間内に事業の達成をみなかったので、この措置法の強化延長に向かってその実施を国に要請してまいったところであり、昨年十月二十日同法の三ヵ年延長が可決されたのでありますが、さらに同法の付帯決議の早期実現を図るよう積極的に推し進める決意でございます。

私は本年度の「差別をなくす月間」にあたって、自らを正し、差別のない社会の実現に向かい、同和問題の早期解決に市民の皆さまとともになおいっそう取り組む覚悟を新たにいたしているところでございます。

市民の皆さま方も、どうぞいっそうのご理解とご協力を賜わりまして、この問題を奈良市が全国に先がけて、一日も早く解決するようお互い努力することを期しましてごあいさつといたします。

差別の歴史解消へ

奈良市議会議長
岡田清三郎

「差別をなくす月間」にあたり、奈良市議会を代表してごあいさつを申しあげます。

いうまでもなく、同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、憲法に保障された基本的人権にかかわる問題であります。しかしながら現在、社会においてなお基本的人権が侵されているという深刻かつ重大な社会問題の存在にかんがみ、その早急なる解決は国および地方公共団体の責務であり、同時に重要な国民的課題であります。

この基本姿勢に立脚して、同和問題を正しく理解し、みずからの課題とするため、市民集会をはじめ各種の行事が行なわれることと信ずるのであります。

すべて国民は平等であり、個人として尊重されるという基本的な人権を保障することは民主主義の根本理念であります。

しかしながら現実において市民的権利が完全に保障されておらないことは非常に重大な社会問題であり、一刻も早く解決を要する重要な課題であります。

したがいまして、私たち市政にたずさわるものはもちろんのこと、市民のすべてが同和問題の早期解決に取り組むことが急務であります。

どうか、市民集会をはじめ各種の行事を通じて、同和問題の重要性を十分に認識され、大きな市民運動として展開されんことを願うと同時に、一日も早く長い差別の歴史が解消されるよう、市民皆さま方とともに手をとりあって最善の努力を尽くすことをお誓い申し上げてごあいさつといたします。

同和教育リーダー研修会

市立青年の家で開かれた市同和教育推進協議会総会

婦人学級リーダーの同和教育研修会

解放子ども会のたなばたまつり

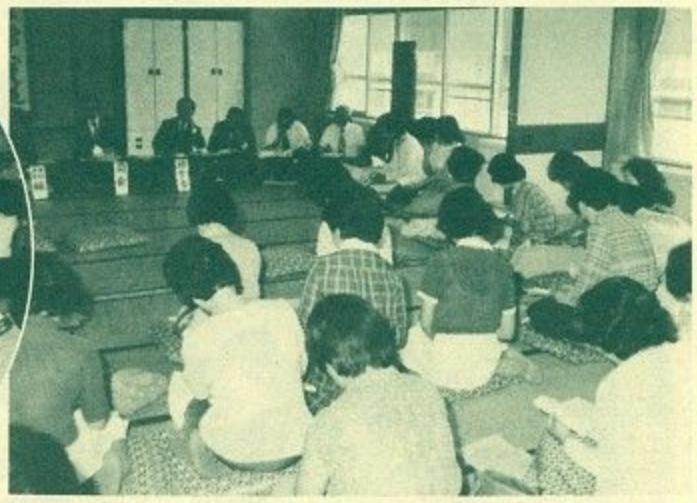

市ＰＴＡ同和教育研修会

同和問題は市民ひとりひとりの問題です

成人用「なかま」と私

奈良市ＰＴＡ会員

私は奈良市ＰＴＡの一会員です。三年前県外から奈良市へ転住しました。奈良市は景色のよいところで、私はこんないい所に住めることを喜んでいます。

子どもは現在小学校一年と四年にお世話になっています。ＰＴＡでは同和教育ということを時々耳にしますが、それがどんなものであるのか私にははっきり分かりませんでした。私はＰＴＡに入るまで、同和教育に参加する機会がありませんでした。子どものころ友だちから部落のことについて何か聞いたことはありましたが、別に気にもとめず過ごしてきました。

三～四年前、狭山裁判について新聞に大きく報道されましたので読んだことがあります。そこには被差別部落とか部落差別、偏見とかいろいろむずかしいことがたくさん書かれていました。それでいつか同和問題について勉強したいと思っていました。

奈良市では各ＰＴＡでいろいろな方法をもって同和学習が行なわれています。私のＰＴＡでも同和教育部がつくられ、常任委員や学級代表の方々がメンバーになっています。

時々研修会がもたれているようですが、私たちにはくわしいことは分かりません。学級ＰＴＡでは子どもの学習や生活のことが話題になりますが、同和教育についての話し合いは少ないと思います。

六月の中ごろ、成人用「なかま」の回覧が私の方にまわってきました。何の予備知識もない私は一瞬とまどいを感じました。昨年は第一集を回覧されましたが、今回は第二集でした。できるだけていねいに読ませてもらおうと思っていますが、つい家事に追われて十分すみずみまで目を通すことができないまま、つぎへまわすような始末です。分からないところは書き出しておいて、後でたずねようと思いながら、それも思うようにできず残念に思っています。

第一集を読むと差別の歴史と解放運動について書かれていることは分かりましたが、聞きなれないことばがたくさんでてきて困りました。学級ＰＴＡで集まったとき、疑問を出し合い学習できたらと思いました。簡単な感想文をみんなが書いて、後で読み合わせをしたり、感想について適切な指導を受けることが大事だと思います。

先日県Ｐ、市Ｐ共催の幹部研修会に参加しましたが、各ＰＴＡの同和学習の報告の中で一番多く出されていたのは「なかまを回覧している」ということでした。読んでから何でも自分の感じたことを書いておくＰＴＡもありましたが、ただ読むだけというのが多いように思いました。第二集を読んで「部落問題はみんなの問題」というところが印象に残っていますが、なかなかむずかしい内容であったと思います。こんなことについても講師から具体的なお話を聞きたいと思いました。

私は今、同和教育についての目が「なかま」を読むことによって少しづつ開かれてきたように思います。市Ｐ研修会のとき、Ａ小学校のＢさんが「私は同和教育についての研究会、講演会、集会などにはたとえ遠方でも県内の会には必ず出席して勉強しています。しかし、いくら研修しても同和問題の学習はこれでよいという際限がありません。とりわけ差別の現実に学ぶことが一番大事なことです。私はＰＴＡを終っても、校区の同和教育推進協議会の一員として同和問題にとりくみ、私に可能なことは必ず実行しようと思っています」と言われたあの言葉が私の心に強く残っています。私はＢさんのように意欲をもってこれからとりくみたいと考えています。

「なかま」第一集のはじめには「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と大きく書かれていました。第二集のはじめには「不可侵、不可被侵」と達筆で出されています。その裏面には「人を侵してはならない、また侵されてもならない」と注釈がつけられてあり、部落解放の父、故松本治一郎先生のことば、と書かれていました。これらは私のノートに書きとめてあります。同和教育にとって大事な意味をもつことばだと感じていますが、まだ私には十分理解できないことがいっぱいあります。

第三、第四集も早く読みたいし、同和教育の映画を鑑賞したり、母親が話し合う時間も設けてほしいと思っています。小学校の「なかま」を子どもといっしょに読むことがありますが、学校での同和教育はどのように行なわれているのか、そんなことも学習したいと考えています。

市民みんなの学習を！

ひとすじの道に同志あり
解放のビジョンたしかめ
明日もわれゆく

同和問題に関する事件の増発状況にかんがみ、国民の理解を深めるため啓発活動の積極的な充実を図る。

この文章は、同和問題の解決を願って同和対策事業特別措置法が制定されて十年を経、なお多くの課題が残されていることから、昨年十月国会でこの法律の三ヵ年延長を決めた際の三つの付帯決議の中の第三項です。

市民の皆さんは、それぞれ所属の団体・グループ・学級や諸講座の中で同和問題についての話を聴き、映画を見、成人用〝なかま〟を読み、かつ話しあうなどして研修をすすめておられます。中には研修を積み重ねられて深い認識を得られ、集団のリーダーとして活躍されている方々もあります。しかし奈良市民全体として同和教育研修の状況をみる時、いずれの集団にも進んで加わっておられない方もあって、その普及の度合いにおいても遺憾ながらとうてい十分といえない状況があります。〝啓発活動の積極的な充実を〟とありますが、奈良市の場合も、例外でなく一層の啓発活動が必要なのが現状です。特に奈良県下での昨年度の差別事件が四十件にも及んでいることを自省しなくてはなりません。

もとより同和問題は、私たちひとりひとりの問題です。部落差別をみのがすような社会では、他のもろもろの差別をも容易に許容するでありましょう。貧富による差別、家柄による差別、職業による差別、学歴による差別、男女による差別、障害者への差別、地域の因襲による差別などで、私たちは日常のくらしの中で人を傷つけ自らをもおとしいれていないでしょうか。そして幸多かるべきそれぞれの人生を、暗い悲しい、そして怒り多いものにしていないでしょうか。

私たちの先人は、長い長い歴史の中で、人権の尊厳を守るために闘って来ました。私たちは、これを正しく受けとめ、市民すべての人が、自分の人生を生きがいあるものとできるような、差別のない明るい社会をつくりあげることに努めるべきであります。

差別への憤り

―人権作品の中から―

人権学習をみんなのものにするために――。
ここに掲げた人権作文・ポスターは、平素各学校で人権学習を真剣に推しすすめている中で生まれたものです。
児童・生徒のひとりひとりが差別の現実に目を向け、社会の不合理・矛盾を指摘し、解放の意欲と実践力をつける学習を集約して編集されたものの中から選んだものです。

耳のきこえない人

奈良市立小学校　四年男子

ぼくのおとうさんとおかあさんは、耳が聞こえない。なぜかというと、おとうさんは、小さい時、海水浴に行って海の水が耳に入ったからだ。おかあさんは生まれた時から、耳が聞こえない。

おかあさんはぼくを生んだ時、かねを鳴らして、ぼくの耳が聞こえるか聞こえないかためしたのだ。

耳が聞こえると知った時、たいへんよろこんだ。

そしてぼくは、耳の聞こえない両親のもとで育てられている

と、ことばが覚えられないので赤目のおじいさんの所へひきとられた。おとうさんとおかあさんは、心配してよく来てくれた。

ぼくがようち園に入る前、おかあさんたちといっしょに住むことになった。ぼくは、やっと家族がいっしょにくらせると思うとたいへんうれしかった。

ぼくは、おかあさんに手まねを教えてもらった。むずかしかったけれど、みんなと話せると思っていっしょうけんめいがんばった。

ぼくが今もわすれられないできごとは、つりに行った時のことだった。帰りにくりを買った。おかあさんがぼくに、

「これを買って」

と、手まねで言った。これを見た店のおばあさんはおくに入っていった。その時、ぼくの耳に入ったのは、

「あの人耳が聞こえないんだって」

と、少したって

「バカ」

ということばだった。

ぼくは、はらが立った。自分だって耳が聞こえなかったらどうするんだ。そしておかあさんをふり返ると、悲しそうな目をしていた。きっと今のようすがわかったのだろう。そう思うといっそうはらが立った。

ぼくはおかあさんに聞いた。

「どうして耳が聞こえないの」

と。するとおかあさんは

「苦しんでいる人や、困っている人が、この日本にはたくさんいるのだよ」

と、教えてくれた。

ぼくは、心にジーンとひびいた。

「ぼくは大きくなったら、耳の聞こえない人の通やくをするんだ。そして少しでも耳の聞こえない人の役に立ちたいのだ」

おかあさんにも

「しっかりやってね」

と、たのまれた。

ぼくがよく行っている、耳の聞こえない人のたくさんくる教会で

「通やくをするんだ」

と、言った時もみんなに

「がんばってね」

とはげまされた。

ぼくは、力がわいてきた。

『人　間』

奈良市立中学校　一年女子

昭和四十年、私は部落の人間として、この世の中に誕生しました。

ほかの赤ん坊とは、どこもちがいはない。ただ住んでいる所だけで、差別されるという重荷を背負わされて生きていかなければいけないのです。

あれは、確か私が小学四年のころ、自分の住んでいる町が部落であるということを初めて知ったのです。私の町では、小学校の「子供会」があり、そこで、――「おれたちは今、部落差別というものを受けている！せやから、その差別に立ち向かっていかなあかんのや」――という話を聞きました。その時、

私は、今までのことについて考えてみたのです。そういえば、確かに差別をうけてきたという記憶は残っています。

――「今日、うちの家に遊びにきやへんか」「うん！　せやけど、お母ちゃん、悪い子いっぱいいるから、遊びにいったらあかん！　ていわってん」と、言われたことがありました。

なぜ、その様なことを言われなければいけないのかと、「怒り」をもちました。

確かに私の住んでいる町には、悪い子もいます。でもそれだけで、その町全体が悪いと、きめつける人たちの方が、もっと悪い人間のように私は思えてくるのです。悪くなっていくということは何かの事情があるはずです。一人一人の人間の一生には、つらいこともあるでしょう。またうれしいこともあるでしょう。

しかし、何も悪いことをしていないのに、生まれた所だけで一生差別され続けるということほど、つらくて苦しいことはないと思います。部落差別は、絶対にあってはいけないのです。

私は、福沢諭吉の「天は人の上に人を造らず、人の下に人を造らずといえり」という言葉を、とても尊敬しています。

今、部落差別を少しでも、なくしていこうと、私たちは努力しています。たとえば、毎週金曜日に行なわれている同和教育補充学級、小学校では学習会と言っています。また、大人の人たちの中で、小学校にいけなくて、そのために今だに字が書けない人たちが集まって学習する識字学級など、その他にもたくさんあります。

就職差別、結婚差別などいろんな差別について何度か聞いたことがあります。私は、そんな差別について、人間と人間との愛はないのか！　また、うわべだけで判断するのか！と、うったえてみたくなりました。差別されることを望んでいる人は、世界中どこにもいないはずです。

今の人々は、みんな自分の身になって考えていくということをしていないのです。もっと、自分の身になって考えていけば、部落差別も体の不自由な人に対する差別も、またそのほかのなかまはずれなどもなくなっていくと思います。

人間というものは、いったいどういうものでしょうか。「人」「人類」「ほかの動物から区別していう言葉」人間とは、ただ単に毎日食べて、遊んで、寝る。そのくりかえしをするために生まれてくるだけの動物ではないと思います。人間としてしなければならないもっと大切なことがあるはずです。

私たちは、世の中の差別、不合理、矛盾に目をむけ、強く立ち向かっていかなければいけないのです。この日本という国を、私たちの力によって、差別のない、良い国にしていかなければいけないのです。

つばめを見て下さい。春、日本に来て、また季節がかわると、暖かい南の方へと飛び立っていきます。その途中、どんなにつらいことがあるかもしれないのです。私もあのつばめの様に強く、明日へとはばたいて行きたいのです。

奈良は人権擁護モデル都市

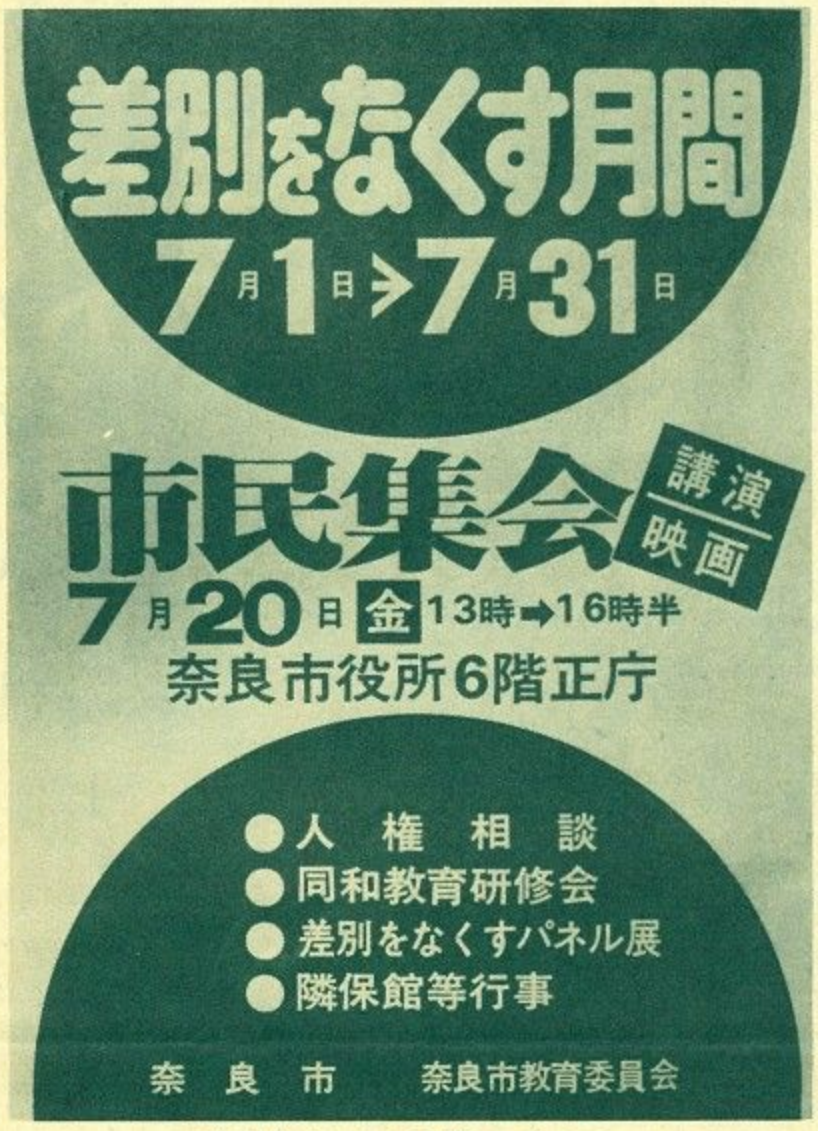

差別をなくす月間のポスター

"基本的人権尊重"を高揚

「人権の森」を造成・記念植樹の計画も

奈良市はことし四月一日から一年間「人権擁護モデル都市」として国の指定を受け、人権思想の高揚に取組んでいます。

世界人権宣言は、昭和二十三年国連総会で「すべての人とすべての国が達成すべき共通の基」としての宣言が採択され、昭和四十一年十二月国連総会で基本的人権の尊重を世界的に実現することを目的とした国際人権規約が採択されました。

これと並行して、わが国でも憲法で保障された基本的人権を擁護するため、二十三年から全国に人権擁護機関を置き、人権週間（十二月四日～十日）を設けるなど基本的人権尊重の精神を広め高めてきました。

戦後三十余年の間に自由、権利が主張されるようになり、人権思想は目立って高まりを見せてきました。しかしその反面、その主張は相手に対する思いやりを欠き、とかく他人の人権をかえりみない風潮が見られ、日常生活の中にもこれらが原因となる問題が多く起きています。

そこで国では、人権モデル地区を選び、その地域の実情に合った効果的な運動を展開しているわけです。福祉都市宣言をし、"人の道"を高める行政を進めている奈良市がその実績を高く評価され、今回この指定を受けたもので、つぎのような目標のもとに人権擁護の確立をはかり、人権思想の啓発など積極的に取り組んでいます。

【人権の共存】
互いに相手の立場を考えて豊かな人間関係をつくろう。

【部落差別の解消】
国民的課題である同和問題を正しく認識し、理解を深めよう。

【婦人の地位向上】
男女差別を解消し、婦人の地位向上に努めよう。

【児童の人権尊重】
すべての児童を愛情と理解をもって育てよう。

【人権擁護機関の周知徹底】
人権擁護機関の存在の周知徹底をはかろう。

この具体的施策として、啓発のための立看板や懸垂幕を市内各所に掲出、また標柱を近鉄奈良駅をはじめ市内主要駅の前四カ所に立てて街行く人に訴え、さらに人権マンガ展を開催するなど啓発活動につとめています。

また今月は奈良県の「差別をなくす月間」であり、この月間によせて特設人権相談所を東之阪・横井・杏南・古市・八条各隣保館および市役所市民相談室・西部公民館に開設。さらに今後の事業として記念たばこの発売、座談会・映画会・講演会の開催、人権に関する作品（写真・書・絵画など）の募集、"人権の森"（仮称）の造成とそこでの記念植樹など多彩な計画をたて、あらゆる機会をとらえて人権思想の普及高揚のための啓発活動を展開していきます。

近鉄新大宮駅前に建てられた啓発標柱

後半の行事

市民・町民集会

パネル展も隣保館・公民館で

既報のとおり七月は「差別をなくす月間」。この月間にちなんで、市では部落差別をなくすための市民運動や各種行事を行なっています。

この月間後半の行事のおもなものはつぎのとおりです。

◎**差別をなくす市民集会**　二十日（金）午後一時～四時半市役所正庁（六階）で。大阪教育大学名誉教授盛田嘉徳氏の講演「生活と文化」と映画「明日の太陽」を上映

◎**人権相談**　二十日・二十七日市役所市民相談室と西部公民館。いずれも午前九時～午後四時、人権擁護委員と奈良地方法務局の職員が相談に応じます。

◎**差別をなくす町民集会**　市内の次の各隣保館で開き、講演会・映画会などを催します。

十七日＝横井▽十九日＝西之阪▽二十一日＝古市▽二十四日＝杏中（予定）▽二十五日＝梅園▽二十七日＝八条

◎**隣保館・公民館行事**　学習会、懇談会、研修会、健康相談会、野外学習会、パネル展、町内清掃などを実施。

◎**差別をなくすパネル展**　差別の歴史と実態を描いたパネルを二十日（金）から二十六日（木）まで市役所一階市民ホールで展示。このほか各隣保館・公民館でも月間中順次巡回展示します。

人権擁護委員

（順不同）

氏名	住所	電話
石原フジ	坊屋敷町42	(22)0630
植松宗平	秋篠新町265	(45)4760
東雲茂男	西九条町558	(61)7332
狭川明俊	水門町100	(32)3281
赤堀綾子	紀寺東口町766	(22)2056
荒木武男	畑中町22	(22)3380
高石武一郎	百楽園4丁目4-5	(45)2647
米浪勝之助	登美ケ丘3丁目13-5	(45)2915
細田宏	南京終町744-2	(61)8808
松田一雄	東之阪町30	(24)3185
小川クニ子	高畑上清水町809	(22)9363

市内には、法務大臣から委嘱された右表の十一人の人権擁護委員が常時自宅で人権相談に応じてくれます。ご遠慮なく相談してください。いずれも無料で秘密は厳守。

市内各所にポスターを掲出し啓発に努める